

令和元年度

八代市議会議会運営委員会記録

審査・調査案件

1. 12月定例会付託案件について 1

令和元年12月16日（月曜日）

議会運営委員会会議録

令和元年12月16日 月曜日

午後2時47分開議

午後2時58分閉議（実時間11分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第114号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○本日の会議に出席した者

委員長	福嶋安徳君
副委員長	橋本幸一君
委員	大倉裕一君
委員	金子昌平君
委員	亀田英雄君
委員	田方芳信君
委員	中村和美君
委員	増田一喜君
委員	村川清則君
委員	山本幸廣君
議長	上村哲三君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市長公室長	松本浩二君
人事課長	濱田浩介君

○記録担当書記	増田智郁君
	土田英雄君

（午後2時47分 開会）

○委員長（福嶋安徳君） 定足数に達しましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いた

します。

本日の委員会に付します案件は、お手元に配布のレジュメのとおりであります。

◎議案114号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○委員長（福嶋安徳君） それでは、当委員会に付託となりました、議案第114号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市長公室長（松本浩二君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）今回は議案第114号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について御提案をいたします。

説明のほうは担当課長の人事課長のほうから説明いたさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○人事課長（濱田浩介君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の濱田でございます。

それでは、議案第114号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

議案書のほうは19ページからになります。20ページがその改正分となりますが、右肩に議案第114号関係資料と書いております資料を使って説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1の改正理由でございますが、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市議会議員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

続きまして、2の改正の概要でございます。市議会議員の期末手当の年間支給月数の合計を、現行の3.35月から3.40月へと0.05月分の引き上げを行うものでございます。引

き上げは改正条例の第1条で、令和元年度においては、この12月に支給する期末手当の分として行うよう規定しております。（1）の令和元年度の表の改定後の欄のアンダーラインがかかっているところになります。

また、令和2年度からは、国に準じて6月と12月の支給割合の差をなくし平準化するため、第2条で令和2年度に向けてもう一度改正を行いまして、6月、12月ともに1.70月とするようにいたしております。それが（2）の令和2年度の表の改定後の欄のアンダーラインがかかっている数値となります。

そのため、施行日が2段階に分けて設定されております。（3）の施行日をごらんください。第1条に規定しております令和元年度の12月分の支給のための改正を公布の日からとしております。また、第2条に規定しております令和2年度以降の支給分に係る改正につきましては、令和2年4月1日からの施行となっております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（福岡安徳君） ただいま説明いただきました。以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 提案に当たって執行部のほうで検討された内容があればお知らせいただければと思います。

○人事課長（濱田浩介君） 今回の提案におきましては、まずは特別職の議員の期末設定につきましてはですね、人事院勧告の勧告内容を基本として、国家公務員の常勤の特別職等に準じた改定をしております。

県内の経済状況につきましても、九州財務局の最新の報告では緩やかに回復しているとされており、また、本市の経済状況も、景気の影響を受けやすい市民税の課税所得金額等で見れば

ほぼ横ばいの状況であり、このような中、県を初め他市においても、同様に引き上げの改定がなされると聞いております。

今申し上げたことなどを総合的に勘案しまして、今回の期末手当の支給月数の改定を行うよう提案したところでございます。

以上お答えいたします。

○委員長（福岡安徳君） 説明ありました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福岡安徳君） ないようです。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（山本幸廣君） 意見ですけれども、改正の理由を今、濱田課長かな、九州の景気状況については緩やかな景気ということの説明があったわけですが、最近のマスコミでは、景気がよくないというような状況がほとんどの紙面を今毎日のように報道しているんですけど、この改定案の条例の一部改正のときに、つくられたときはそういうふうな緩やかな景気だったと私もそういうふうに理解をいたします。ところが、ここ最近になって物すごく景気が悪いというような状況でですね、そこら辺についてはニュアンスが私とはちょっと違うんですけども、そういう中で理解はいたします。緩やかな景気のその当時はですね。今は景気が悪いということの意見でありますので、よろしくお願いします。

○委員（大倉裕一君） 山本委員と同様な趣旨になりますけれども、一昨日発表された企業短期経済観測調査を見ますと、大企業の製造業、それから非製造業、それぞれ景気については下向きというふうな講評をされたところであります。中央のほうでそういう判断がなされて、中央に反して八代のほうが景気がいいというような形にはならないと思いますし、そのような景気がですね、厳しいというお声もかなりいただ

いておりますし、さらに飲食業の皆さんですね、12月になって少し回復したと言われておりますけども、それまで非常に厳しかったと。そういう状況からすると、今回の議員の期末手当に関しては、見送ってもいいんじゃないかなというふうな思いを持っております。

○委員（橋本幸一君） 確かに、今そういうマスコミの報道はなされておりますが、こういうときこそ、やはり職員も特別職の議員も一緒になって八代内部の景気回復を図る、金が流通するという、そういう思いの中であれば、同じ条件の中で、じゃあ景気が悪いから給料も何もかも減らすという、これはもう負の連鎖になるからですね。今、ほかの自治体も同じような動向で、動きがあるということならば、私はもうやはりこの八代地域内の金の回りをよくするという意味では、すべきじゃないかなということ、賛成いたします。

○委員（増田一喜君） 私もこれを見ると、人事院勧告に基づいて、0.05、5カ月上げるということで、人事院としてはそれだけ景気がよくなったんだろうと見ていると思います。

都市部がだめだから地方もだめなんだという見方も、また一概には言えないとは思いますが。やはり全体的にそうだから上げてもいいんじゃないかと。単純に勧告があったということは一つは尊重すべきだろうと思うし、地方と都市部との差というの、報道はそうあったとしても、実質的にはあるのかもしれない。それはなかなか我々は難しいところだなと思うけれども。

先ほども橋本委員が言われたように、やはりこれをもとに頑張って、八代市のほうの景気も上がるようにですね、やっていく必要があるのかなと思います。意見でございます。

○委員（山本幸廣君） 私が発言したのは、今、八代の一次産業、二次産業、三次産業を見た中でですね、含んだ中で発言をした、意見を

述べたんですよ。一次産業といえば、最近トマトも野菜もはっきり言って売れないという状況になってきました。この1週間ぐらい前からですね、野菜は。

トマト関係も3000円したのが千二、三百円。大暴落しているんですよ。橋本副委員長が言われるように商店街についてはにぎわいを増しているような状況でですね、私も土曜日曜、金曜から行ったんですけど、大変にぎわっていました。

そのような中でも、橋本副委員長の意見というのは私もやっぱり理解をせないかんと思うんですけども、現実としては、市民の本当の経済というのがですね、懐というのが、本当に確かな景気として進んだのかなということを考えたときには、まだまだ一次産業、二次産業、三次産業というのは苦しい状況です。市民の声としてはやはり、議員だからこそですね、今回据え置きやろうなというふうな気持ちを持っておるという意見も含めた中での意見ですので。そういうことです、はい。

○委員（村川清則君） 橋本副委員長の話と同じような内容なんですけど、上がった分以上に消費されることを期待して、私は賛成したいと思います。

○委員長（福嶋安徳君） どちらの方法もですね、やはり見込みのところで発表でございますので、そういったところを信用してですね、やったらいかかなと思います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。

なければこれより採決いたします。

議案第114号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手多数と認め、本

案は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福島安徳君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全て終了いたしました。これをもって、議会運営委員会を散会いたします。

(午後2時58分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年12月16日

議会運営委員会

委員長